

報道機関各位

令和8年7月29日

【照会先】

熊本労働局

労働基準部 賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正について（官報公示）

熊本労働局長（金谷 雅也）は、家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、「熊本県電気機械器具製造業最低工賃」（令和5年熊本労働局最低工賃公示第1号）の全部を改正し、同法第12条第1項に基づき、本日（令和8年7月29日）、官報公示を行いました。

公示の内容は次のとおりです。

○ 熊本県電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の端 末に取り付けられた端子 をカプラーに差し込むこ とをいう。）	50センチメートルを超 え2メートル以下の電線 について行うもの	1本につき 60銭

発効日 令和8年8月28日

※旧金額は1本につき55銭です。（令和5年4月22日改正）